

再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等 導入助成のご案内【一般用】

北区では、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの排出を削減するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器を導入する際の費用の一部を予算の範囲内で助成しております。

助成対象者

- (1) 区内に居住又は居住する予定の場合は、その住宅に自ら使用する目的で助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方。
- (2) 区内に事業所を有する又は有する予定の場合は、その事業所に自ら使用する目的で助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方。
- (3) 町会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する東京都北区長の認可を受けた団体)が自ら所有し、又は所有することとなる会館等に自ら使用する目的で機器等を購入し、設置又は施工すること。
- (4) 区内の建築物における区分所有者の団体の場合は、その建築物の共用部分に助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方。
- (5) 個人住民税又は法人住民税を滞納していないこと。
- (6) 導入しようとする機器等が、未使用のものであること。
- (7) 同一年度内にこの助成制度に基づく同じ種類の機器等に対して助成を受けていないこと。
- (8) 導入しようとする機器等について、区の助成を受けていないこと。
- (9) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと。
- (10) 賃貸又は使用貸借の場合は、施工について所有権者の同意を得ていること。
- (11) **令和8年2月27日(金)**まで(必着)に**交付申請**を提出し、かつ、**令和8年3月13日(金)**まで(必着)に**工事完了報告書**を提出できること。

対象者は、以上の要件をすべて備えた方です。

注意事項

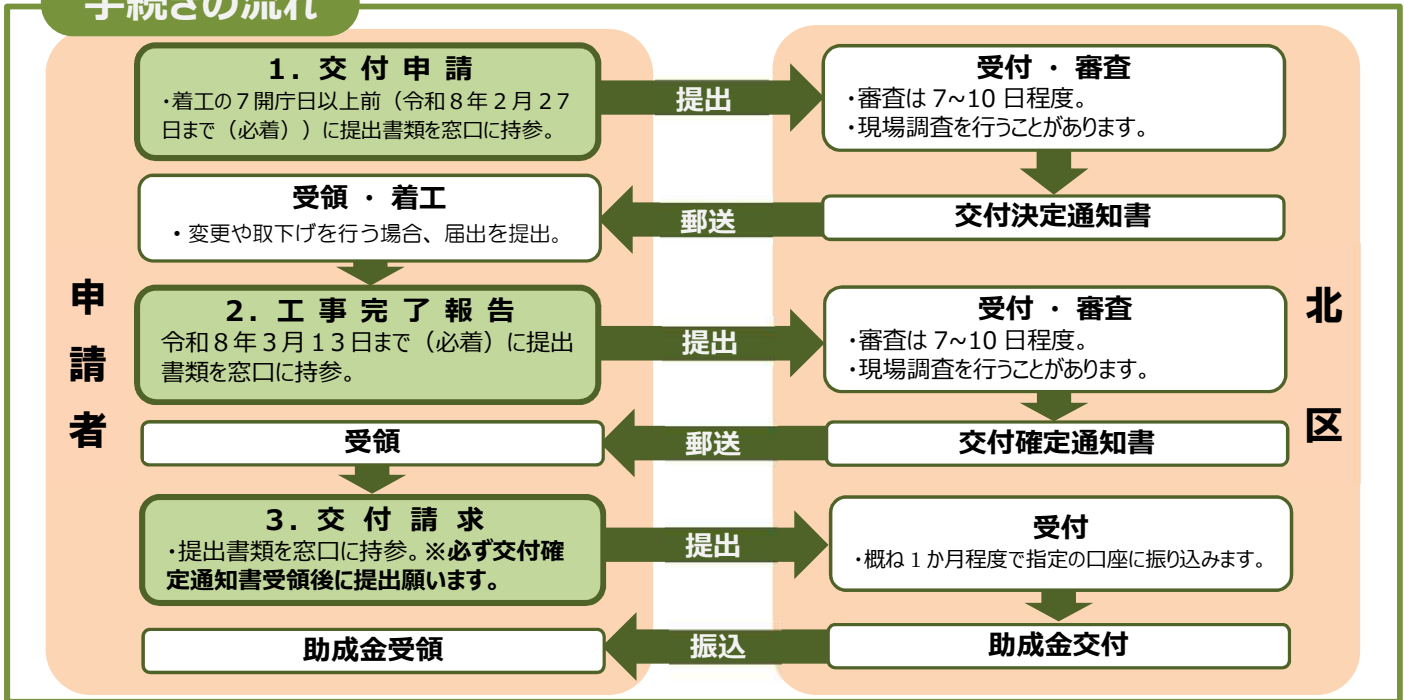
- ※ **助成金は予定金額に達した段階で受付終了となります。予算の残りが少なくなりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。**
- ※ **助成対象機器を自ら使用する目的で購入し、設置又は施工することが要件となりますので、以下のような場合は申請できません。ご注意ください。**
 (例) ◆区内に居住又は居住する予定の方で、工事完了報告時に**住民票の住所が機器設置場所と異なる**場合。
 ◆集合住宅のオーナーの方が、**賃貸部分又は共用部分**に機器を設置する場合。
- ※ 必ず**工事着工前(原則として7開庁日以上前)**に交付申請を行ってください。着工後は受付できません。工事予定がある方は事前にお問い合わせください。
- ※ このパンフレットに記載している書類の他に、別途書類を求める場合があります。
- ※ 助成対象機器の設置にあたっては、騒音・日照等の影響を含めよく検討してください。執拗に契約を急かせる業者には注意をし、複数の業者から見積もりをとることをお勧めします。

お問い合わせ

北区生活環境部 環境課 環境政策係
 TEL : 03-3908-8603 (直通) FAX : 03-3906-8474
 〒114-8508 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2階
 ※書類は直接窓口までお持ちください。
 開庁時間 : 平日 午前8時半から午後5時まで

- ・中小企業者や個人事業者等の場合は、【中小企業者等用】もご覧ください。
- ・町会等の場合は、【町会・自治会用】もご覧下さい。
- ・分譲マンションの管理組合等の場合は、【管理組合等用】もご覧ください。

手続きの流れ



1. 交付申請

次の書類を**工事着工前**に直接窓口までお持ちください。

①～⑤（必須書類） + ⑥～⑪（申請内容によって必要となる書類）

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付申請書（第1号様式） **HP**
 - ② 見積書の写し（機器等の設置又は施工の内訳がわかるもの）
 ◇機器の品名・品番を記載してください。
 - ③ パンフレット等（機器等の形状及び規格等の助成要件(P.4)を満たすことがわかるもの）
 - ④ 図面及び住宅地図（施工区域等及び施工場所のわかるもの）
 ◇太陽光発電システムはモジュールの配置図
 ◇高反射率塗料は塗布部分の図面のほか、塗布面積とその算出根拠となる数値及び計算式
 ◇窓の断熱改修は、建物を上から見た平面図で対象となる室内の全ての窓がわかるもの
 ◇上記以外の機器等は、建物を上から見た平面図等で設置又は施工場所がわかるもの
 - ⑤ 写真（機器等の設置予定場所又は施工前の様子がわかるもの）
 ◇撮影日のわかる写真（おおむね1か月以内撮影のもの）を提出してください。
 - ⑥ 【他の機関の助成金等の申請を行う場合】他の助成金等申請状況申出書 **HP**
 ◇他の機関の助成金を併用する場合、機器等への助成金の合計金額は、助成対象経費の合計金額を超えることはできません。
 - ⑦ 助成対象機器であることを証明するもの
 ◇太陽光発電システム
 【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による太陽電池モジュール認証を受けたものの場合】
 「JETPvm 認証（モジュール認証）登録リスト」掲載箇所を印刷したもの
 【上記認証機種に準じた性能を持つものとして申請する場合】
 性能及び安全の試験規格が JETPvm 認証と同等であることを証明する書類(外国語表記の場合は邦文訳もあわせて提出すること)
 ※試験規格の詳細については JET HP 内「認証試験は」項目参照 (<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)
 ※海外の認証機関による証明の場合、上記安全の試験規格のうち、火災試験(耐火性)の証明は性能の試験規格とは別紙で証明されていることが多いため、必ず全ての試験規格の証明が揃っているか確認してください。また、証明書が複数枚となる場合、証明書相互の番号や白付に矛盾が無いが確認してください。
 - ◇住宅用蓄電システム
 一般社団法人環境共創イニシアチブ「蓄電システム登録済製品一覧」掲載箇所を印刷したもの
 - ◇HEMS
 一般社団法人エコーネットコンソーシアム「ECHONET Lite 規格」掲載箇所を印刷したもの
 - ◇高反射率塗料
 第三者機関の証明書（ETVの認証を受けている場合は「③パンフレット等」で確認できるため不要です。）
- ※見積書、パンフレットに記載の型番と一致したものをご提出ください。
 上記以外の高効率給湯器、家庭用燃料電池装置、窓の断熱改修については、「③パンフレット等」により要件の充足を確認しますので提出不要です。

⑧ 【区内業者による施工又は設置によって加算を受ける場合】 区内業者であることを証明する書類

◇ 施工業者が区内に本店登記を有する**法人の場合**

登記事項証明書（記載事項が最新のもの、発行日より概ね1年以内のもの） **コピー不可**

◇ 施工業者が区内に事業所を有する**個人事業者の場合**

事業者名と事業所の住所がわかる書類（直近の確定申告書（控）の写し、開業届（控）の写し（税務署受付印のあるもの）など、公的機関が発行するものの写し等）

⑨ 【集合住宅等で太陽光発電を設置する場合】 設置する建物全体の単線結線図

◇ 集合住宅のオーナーの方の自宅部分等に太陽光発電を設置する場合は、設置する建物全体の単線結線図を提出してください。

⑩ 【賃貸又は使用貸借の場合】 所有者同意書 **HP**

◇ 機器等を設置又は施工することについて、その所有者の同意書を提出してください。

⑪ 【事業者または管理組合等による申請の場合】 事業者または管理組合等であることを証明する書類

◇ 中小企業者等用及び管理組合等用のパンフレットをご参照ください。（例：登記事項証明書 等）

※ 上記書類の他に別途書類を求める場合があります。

2. 工事完了報告

工事が終わりましたら、**令和8年3月13日（金）までに、**
次の書類を窓口まで提出してください。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入工事完了報告書（第8号様式） **HP**

② 領収書の写し（機器等の設置又は施工等に係るもの）

◇ 申請者名義のものを提出してください。

③ 写真（機器等の設置又は施工完了後の様子がわかるもの）

◇ 撮影日のわかる写真を提出してください。

◇ 高反射率塗料の場合は、現場で使用した**塗料の缶（使用済み）**の写真をあわせて提出してください。

④ 住民票（本人の氏名と住所を証明するもので交付日よりおおむね6か月以内のもの） **コピー不可**

◇ 機器等の**設置場所と同じ住所**の住民票を提出してください。

◇ 住民票は、申請者本人のものとし、マイナンバー・ご家族氏名・続柄・本籍等の記載は不要です。

⑤ **令和6年度 納税証明書（令和5年 所得分）** **コピー不可**

◇ **個人住民税**又は**法人住民税**の納税証明書を提出してください。

◇ 非課税である場合は**非課税証明書**を提出してください。

◇ 個人住民税の納税証明書は、令和6年1月1日に
住民登録のあった市区町村で発行されます。

※ 住民票、納税証明書をご**本人以外**の方が請求されるときは、
ご家族の方であっても委任状が必要です。

注意!
課税証明書

ではありません！

また、納税証明書であっても

年度の異なるもの、

未納額があるもの

では受付できません！

3. 交付請求

次の書類を窓口まで提出してください。

必ず**交付確定通知書**を受領してから、書類を作成して下さい。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付請求書（第11号様式） **HP**

② 口座振替依頼書 **HP**

◇ 申請者名義のものを提出してください。

HP

マークがついている様式は、北区ホームページよりダウンロードいただけます

<https://www.city.kita.lg.jp/dev-environment/environment/1010099/1010102.html>

助成対象機器

中小企業者や個人事業者等の場合は、【中小企業者等用】もご覧ください。
町会等の場合は【町会・自治会用】もご覧下さい。
分譲住宅の管理組合等の場合は【管理組合等用】もご覧ください。

対象機器等の要件	助成金額（区外業者 による設置・施工）	助成金額（区内業者 による設置・施工）
<p>太陽光発電システム</p> <p>①一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。 ②太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であること。</p>	1 kW 当たり 8 万円 (限度額 20 万円)	1 kW 当たり 9.6 万円 (限度額 24 万円)
<p>高効率給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯器）</p> <p>以下の 2 つのうち、いずれかを満たすものであること。</p> <p>①エコキュート：CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器で、日本工業規格 JISC9220:2018 評価に基づく性能表示における年間給湯保温効率（JIS）が 2.7 以上又は年間給湯効率（JIS）が 3.1 以上であること。ただし、塩害地向けタイプ、多缶式タイプ、角型 1 缶タイプ、容量が 240 リットル未満の小容量タイプ、一体型タイプ又は多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）が 2.4 以上又は年間給湯効率（JIS）が 2.7 以上であること。 ②ハイブリッド給湯器：熱源設備は電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気式ヒートポンプが中間期（JIS 基準に定める中間期）の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94% 以上であること。</p>	1 台当たり 5 万円	1 台当たり 6 万円
<p>家庭用燃料電池装置（エネファーム）</p> <p>①定格運転時において 0.4 以上 1.5 kW 以下の発電出力であること。 ②定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の総合効率が 80% 以上（HHV 基準で 72% 相当以上）であること。 ③貯湯容量 20 リットル以上のタンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。</p>	1 台当たり 5 万円	1 台当たり 6 万円
<p>住宅用蓄電システム</p> <p>国が令和 5 年度以降に実施した補助事業において補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに指定された蓄電システムであること。</p>	蓄電容量 1kWh 当たり 1 万円 (限度額 10 万円)	蓄電容量 1kWh 当たり 1.2 万円 (限度額 12 万円)
<p>HEMS</p> <p>電気等のエネルギー使用量を自動計測する機器等を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行う独立した機器であり、一般社団法人エコネットコンソーシアムの ECHONET Lite を標準的なインターフェースとして搭載しているものであること。</p>	助成対象経費の 20% (限度額 2 万円)	助成対象経費の 24% (限度額 2.4 万円)
<p>高反射率塗料</p> <p>①全波長領域において灰色（N6）の試験片で測定された日射反射率が 50% 以上を有するもの又は、環境省の環境技術実証事業（ETV）ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）における実証対象技術一覧の高反射率塗料であること。 ②申請者の占有部分に接する屋上又は屋根面のみ（立上り等を含む）への上記塗料の塗布であること。</p>	助成対象経費の 50% (限度額 10 万円)	助成対象経費の 60% (限度額 12 万円)
<p>窓の断熱改修</p> <p>対象となる室内の全ての外気等に接する既存の窓を複層ガラス又は二重窓に改修し、改修後の窓を含む当該室内の全ての外気等に接するガラス面を有する建具におけるガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であること。</p>	助成対象経費の 20% (限度額 5 万円)	助成対象経費の 24% (限度額 6 万円)

※太陽光発電システムの最大出力は**小数点第 3 位**を、住宅用蓄電システムの蓄電容量は**小数点第 2 位**を四捨五入してください。
※「**助成対象経費**」とは、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用を指し、消費税は除外します。
※「**区内業者**」とは、区内に本店登記を有する法人又は区内に事業所を有する個人事業者で、助成対象者と機器等の設置又は施工に係る契約を締結し、見積書及び領収書を発行するものです。
※助成金額の 1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

(R7.4)